

65歳以上の方を対象とした各種調査にご協力ください

介護予防事業対象者把握のための「介護予防健診問診票による調査」

市では、住み慣れた地域で、ずっといきいきと自分らしく生活を続けるため、介護が必要な状態にならないよう介護予防を推進しています。

そこで皆様の生活機能低下の有無を確認し介護予防事業の対象者を把握するため調査を実施します。

この機会に、ご自分の生活や健康状態を振り返りましょう。

●目的

介護予防のために、生活全般の機能の低下を早期に発見するため。

●対象者

65歳以上の方(既に介護認定を受けている方は対象になりません)

●実施期間

4月1日(金)～15日(金)

●調査方法

青色の封筒で「介護予防健診問診票」と「生活問診票」をお送りします。手元に届きましたら、ご記入のうえ、ピンク色の封筒に2枚とも入れて期限までにご返送ください。

■問い合わせ

高齢いきがい課介護予防係

TEL(23)8917

「高齢者実態調査」

高齢者世帯調査・ひとり暮らし高齢者調査を今年度も行います。

●目的

高齢者の皆様の状態に合った保健・医療・福祉サービスなどの提供を行うことや、緊急時の対応地域での見守り・支え合いのため。

●対象者

65歳以上の方

●実施期間

4月中旬～5月31日(火)

●調査方法

地域の民生委員が訪問して調査します。

■問い合わせ

高齢いきがい課基幹型支援センター係

TEL(23)8757



西原小学区、親園、野崎、佐久山地区の65歳以上の方「介護予防モデル事業」

平成21年度から始めました「介護予防実態調査分析支援事業」を今年度も行います。関係する地区の皆様のご協力をお願いします。

●目的

介護予防のための「基本チェックリスト」を配布し、その回収率を上げることで、介護が必要となるおそれのある高齢者を把握し、介護予防を推進するため。

●対象地区・対象者

西部地域包括支援センター圏域(西原小学区、親園・野崎・佐久山地区)の65歳以上の方

●調査方法

4月中旬に、黄色の封筒で紫色の「基本チェックリスト」をお送りします。手元に届きましたら、ご記入のうえ、期限までにご返送ください。

■問い合わせ

高齢いきがい課基幹型支援センター係

TEL(23)8757



子育て

児童扶養手当について

●児童扶養手当とは

父母の離婚・父親または母親の死亡などによって、父親または母親と生計を同じくしていない児童や、父親または母親に重度の障害のある児童が、心身ともにすこやかに育成することを目的に支給されます。

●支給要件は

日本国内に住所があって、次のいずれかに該当する児童(18歳に達する日以後の最初の3月31日まで)の間にある者、または20歳未満で政令の定める程度の障害の状態に

ある者)を監護している方(母子家庭の母、父子家庭の父、または母や父に代わって養育している方)に支給。

- ・父母が婚姻を解消した児童
- ・父または母が死亡した児童
- ・父または母が一定程度の障害の状態にある児童
- ・父または母の生死が明らかでない児童

- ・父または母が引き続き1年以上遺棄している児童
- ・父または母が法令により引き続き1年以上拘禁されている児童
- ・母が婚姻によらないで懐胎した児童
- ・父母ともに不明な児童

●手当額

受給資格者(ひとり親家庭の父や母など)が監護養育する子どもの数や受給資格者の所得などにより決められます。

○児童1人の場合

4万1550円～9810円

●受給するためには

子ども課に申請が必要ですが、事前に支給要件、手当額、支給開始月などの確認が必要です。まずは子ども課にお問い合わせください。

■問い合わせ

子ども課子育て支援係

TEL(23)8932

